

○ 退職所得の受給に関する申告書

退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。

在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、( )内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。

本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を記載します。

前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）に支払を受けた退職手当等がある場合には、その退職手当等についての勤続期間を記載します。

年分 退職所得の受給に関する申告書  
退職所得申告書

22年 2月16日  
税務署長  
松戸 市町村長 殿

〒100-0013  
所在地（住所） 東京都千代田区霞が関××××

あな 氏名 山川 次郎 (印)  
な 現住所 〒271-0076 松戸市若瀬〇〇〇△△住宅0号  
た 現在の住所 同上

この人欄には、すべての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。）

A ① 退職手当等の支払を受けたこととなった年月日 22年 3月31日  
② 退職の区分等 障害 生活扶助の有・無 〇 〇  
この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間 自 22. 3. 31

B あなたが本年中に他に退職手当等の支払を受けた場合には、このB欄に記載してください。  
④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

C あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。  
⑤ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金に基づく老齢給付金として支払われる一時金がある場合には、14年内）の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

D A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。  
⑥ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日  
⑦ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

E B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所・名称(氏名)
Bの退職手当等について	22年 3月 31日	円	円	円	22年 3月 31日	一般	〇〇〇株式会社
Cの退職手当等について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般	

(注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。  
2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

15. 07 改正 (規格付4)

この申告書は退職手当等の受給者が作成します。

この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

退職した年の1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」をその他の人は「無」を○で囲みます。

「①」欄と「②」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（1年未満の端数は切上げ）を記載します。

○ 源泉所得税の誤納額還付請求書

提出先の税務署名を記載します。

「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載します。

誤納を生じた理由を簡記します。

納付書に記載した金額等を記載します。

正しい金額等を記載します。

源泉所得税の誤納額還付請求書

※整理番号

名 称 (フリガナ) □ □ □ □ カブシキカイシャ  
株式会社

〒101-0054  
所在地 東京都千代田区神田錦町××  
電話 03 - 3294 - XXXX

代表者氏名 (フリガナ) タナカ ヒロコ  
田中 弘子 (印)

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額 10,000 円 左記の還付される税額は、下記のとおり受け取ります。

誤納を生じた理由 退職所得控除額の計算に当たり、1年未満の勤続年数を切り捨てていたため。

① 銀行等  
〇 〇 〇 (銀行) 〇 〇 〇 (信用金庫) 〇 〇 〇 (信用協同組合) 〇 〇 〇 (信用組合) 〇 〇 〇 (信用保証協会) 〇 〇 〇 (信用保証協会)

〇 〇 〇 (ゆうちょ) 〇 〇 〇 (ゆうちょ) 〇 〇 〇 (ゆうちょ)

〇 〇 〇 (郵便局等窓口)

所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日	納付先税務署
退職	22年3月	差引(A-B)	1	5,500,000	57,500	22.4.12	神田
			1	5,500,000	47,500		

添付書類の写し  
源泉徴収簿  
(元帳(退職金)預り金)

税務署長 押印

添付書類の名称を記載します。また、添付漏れがないかどうか確認してください。

20. 06 改正 (規1423)

誤納となった納付に係る納付書の領収年月日と税務署名を記載します。

添付書類の名称を記載します。また、添付漏れがないかどうか確認してください。